

国民健康保険被保険者証を更新

現在使用している国民健康保険被保険者証（保険証）の有効期限は、7月31日（水）です。

7月下旬までに、新しい保険証を世帯主宛てに転送不要の簡易書留で送付しますので、記載内容の確認をお願いします。内容に誤りや不明な点などがある場合には、担当へご連絡ください。

また、70歳以上の被保険者の方は、保険証と高齢受給者証の2枚を交付していましたが、8月以降は保険証と高齢受給者証を一体化し、該当者の方には「保険証兼高齢受給者証」として1枚の証を交付します。

なお、保険証の更新は1年に1回行っていきますが、今年度は入谷地区の住居表示変更に伴い、該当者については令和2年2月ごろにも新しい保険証の送付を予定しています。それまでは今回送付する保険証を使用してください。

新しい保険証が届いた方で、就職や扶養に入り社会保険などの保険証をお持ちの方は、国民健康保険資格喪失の届け出が必要となります。

有効期限が切れた保険証は、市役所1階国保年金課または各出張所に返却するか、細かく裁断して破棄してください。

※令和2年7月31日までに75歳になる方の保険証の有効期限は75歳の誕生日の前日です。誕生日以降は「後期高齢者医療制度」に基づく新しい保険証を使用してください。

担当 国保年金課 ☎046(252)7003 ☎046(252)7043

看護師等奨学生

保健師、助産師、看護師および准看護師の業務（以下、「看護職」）に従事する有能な人材を育成するために、座間市看護師等奨学金貸付制度を実施しています。養成施設を卒業後、看護職を市内医療機関で相当期間続けると、奨学金償還が免除になります。詳しくは、担当へお問い合わせください。

○募集人数 2人

○貸付条件

- 保健師助産師看護師法の規定による養成施設に在学している
- 市内に在住し、市の住民基本台帳に記録されている
- 卒業後、市内で看護職に従事する意思がある

○貸付額 授業料相当額（上限月額3万円）

○貸付期間 申請月～養成施設卒業

○選考方法 書類審査、面接（8月10日（土）予定）

○必要書類 申請書、住民票の写し（未成年の場合は本人と法定代理人のもの）、連帯保証人（2人分）の住民票の写しおよび所得証明書（1年度分）、入学証明書または在学証明書、授業料の額を証明する書類、履歴書（写真貼付）

○提出方法 7月31日（水）までに必要書類を〒252-8566座間市役所医療課宛てに書留で郵送（必着）または直接担当へ
※申し込みの際に提出した書類は返却できません。

担当 医療課 ☎046(252)7295 ☎046(252)7043

国民年金保険料免除制度・納付猶予制度

国民年金制度は、20歳以上60歳未満の方が加入する制度です。保険料を納めることで、老後の老齢基礎年金の他、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられます。しかし、経済的な理由などで保険料の納付が困難なときは、申請をすることで、保険料の納付が免除または猶予される制度があります（下表参照）。

区分	月々の保険料額	
全額免除	保険料の全額を免除	0円
納付猶予	保険料の全額を猶予	
4分の3免除	保険料の4分の3を免除(残り4分の1を納付)	4,100円
半額免除	保険料の2分の1を免除(残り2分の1を納付)	8,210円
4分の1免除	保険料の4分の1を免除(残り4分の3を納付)	12,310円

※平成31年度の保険料月額額は、16,410円です。

なお、前年度に全額免除または納付猶予が承認されて継続審査を希望した方は、改めて申請する必要はありません。

○申請要件 免除制度は、本人および配偶者、世帯主、納付猶予制度は、本人（50歳未満）と配偶者の前年所得が、それぞれ一定の基準額以下の方（この他にも退職者などを対象とした特例要件あり）

※日本年金機構が審査し、結果を通知します。

○申請期限 納付期限から2年経過するまでの間

○申請方法 年金事務所または市役所1階国保年金課で配布する申請書（日本年金機構のホームページからダウンロード可）に必要事項を記入し、直接担当へ

※申請書の郵送を希望する方は、担当へお問い合わせください。

○問い合わせ先

• ねんきん加入者ダイヤル ☎0570(003)004（IP電話、PHSからは☎03(6630)2525）

• 厚木年金事務所 ☎046(223)7171（代表）

担当 国保年金課 ☎046(252)7035 ☎046(252)7043

後期高齢者医療保険料のお知らせ

納入通知書（7月中旬送付）

後期高齢者医療保険料は、制度を運営している神奈川県後期高齢者医療広域連合が、被保険者の前年所得に応じて算定し、6月に決定します。

その後、保険料をお知らせする決定通知書や、納付方法などをお知らせする納入通知書を7月中旬に市から送付します。

保険料の納付は、原則、年金天引きとなります。ただし、最近75歳になった方、転入した方、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が天引き対象の年金額の2分の1以上の方などは、納付書を利用し7月から翌年3月までの各月に納付してください。

納め忘れがなく、金融機関などに出向く必要のない口座振替を希望する方は、申請してください。

保険料

本年度の保険料率

神奈川県内において均一の保険料率となっており、均等割額は41,600円、所得割率は8.25パーセントです。また、この均等割額と所得割率は2年に1回見直しされます。

保険料軽減の見直し

◆保険料（均等割額）の軽減特例

世代間の公平を図る観点などを踏まえ、介護保険料の軽減の強化や年金生活者支援給付金の支給に合わせて、制度本来の仕組みに戻すこととされました。

これまで、9割軽減の対象であった方は、国からの上乗せ分が段階的になくなり、今年度は8割軽減、来年度以降は制度本来の仕組みである7割軽減に戻ります。

◆被用者保険の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度の被保険者となる日の前日に、健康保険組合や共済組合の被扶養者であった方は、所得割額の負担はなく、均等割額のみ負担となり、加入後2年を経過するまで（加入した月から24カ月まで）の期間に限り、均等割額が5割軽減されます。

詳しくは、決定通知書に同封するリーフレットをご確認ください。

○問い合わせ先 神奈川県後期高齢者医療広域連合コールセンター ☎0570(00)1120（ナビダイヤル）

担当 医療課 ☎046(252)7213 ☎046(252)7043

【広告】

祭壇0円、霊柩車・バス不要、安置室あり
大和斎場で賢く安く
葬儀は **ししくらセレモニー**

（株）ししくらセレモニーは「公営式場で賢く、安く」がコンセプトの葬儀社。大和斎場を熟知している宍倉代表がお客様一人ひとりに寄り添ってご提案します。小さなお葬式、きめ細やかなサービスで対応いたします。



一級葬祭ディレクター
代表取締役
宍倉 作蔵

ししくらセレモニー
家族葬・人形供養のことなら
大和市大和東3-5-5
☎046-289-2828
HPは「ししくらセレモニー」で検索

事前相談で安心しましょう

人形供養します
読経：圓教寺
3体
1,500円～

人形供養 出張引取りクーポン
1回につき
通常700円 → **無料**
のところ